

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月3日	
秋田市長 沼谷 純 殿	
提出者	
住 所	秋田市御所野下堤三丁目1番1号
氏 名	T i a n m a J a p a n株式会社 執行役員常務秋田工場長 中 田 慎 一
電話番号	018-839-1111
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	T i a n m a J a p a n株式会社 秋田工場
事業場の所在地	秋田市御所野下堤三丁目1番1号
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	液晶パネル・フラットパネル製造業
②事業の規模	204.5億円
③従業員数	406人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙1-1、1-2のとおり」

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 「別紙2のとおり」			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項「別紙3のとおり」			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項「別紙4のとおり」			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	無機汚泥	有機汚泥
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	1， 4 3 7 t	6 7 1 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥脱水機や汚泥乾燥機（共に産業廃棄物処理施設対象外）を設けることで排出量を減量しているほか、歩留まり向上や生産プロセス、排水処理工程で投入する化学物質の適正化などでの抑制策を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無機汚泥	有機汚泥
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	1， 3 4 8 t	6 1 1 t
	（今後実施する予定の取組） これまでの取組みの継続。 処理施設ごとのメンテナンス計画に基づいた整備を行うことにより、処理能力の維持に努めるほか、処理施設に対する最新技術の導入についても検討していく。		

(第4面)

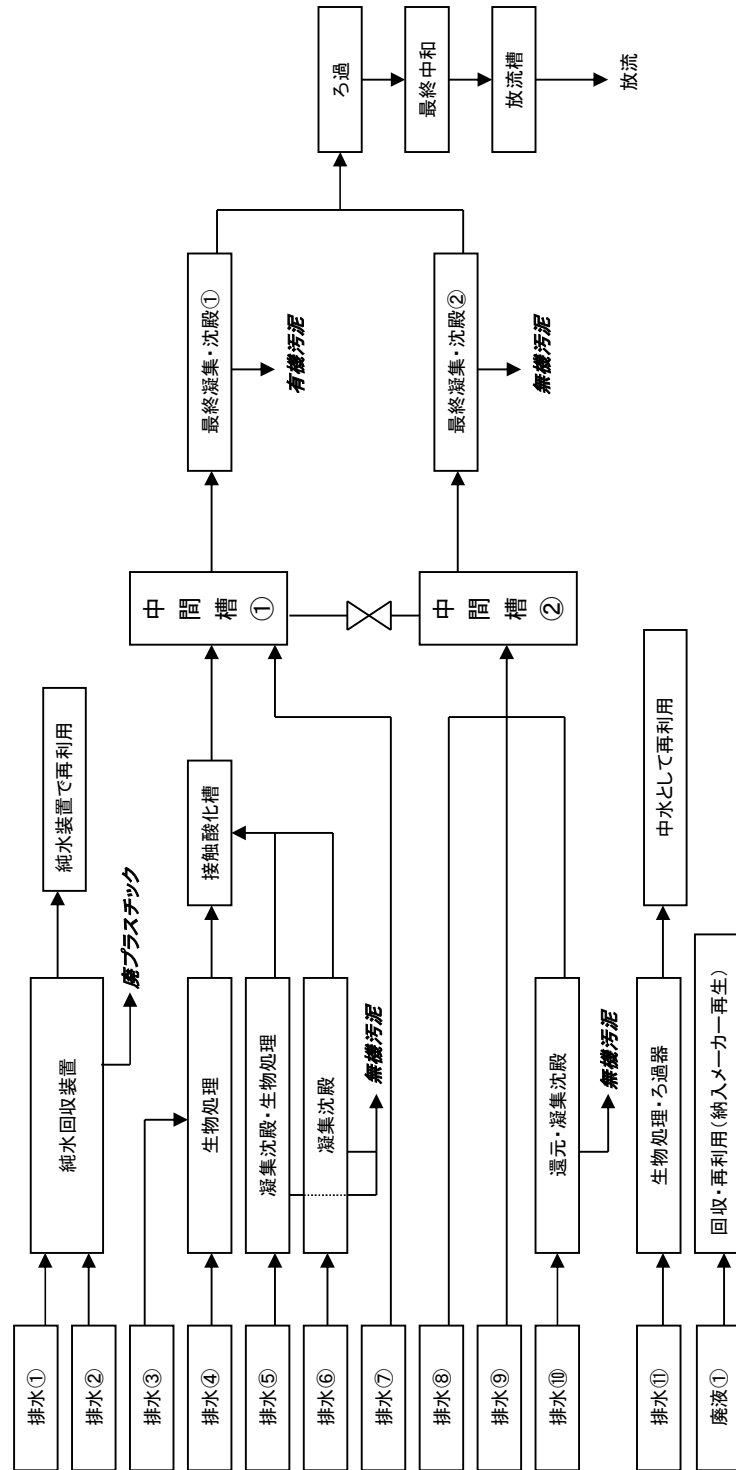
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項 「別紙5のとおり」			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

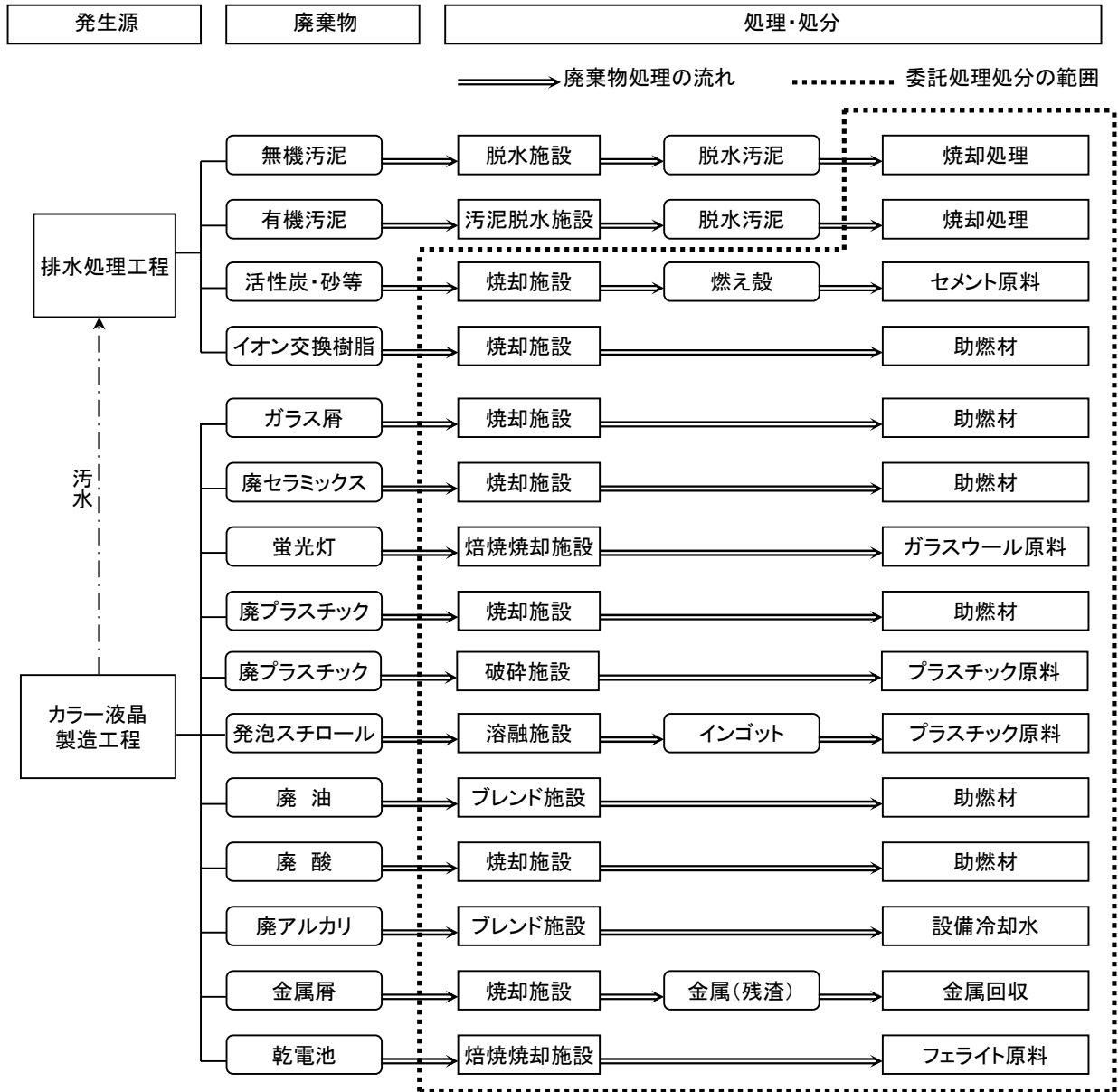
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙１－１ 排水処理施設での廃棄物発生状況



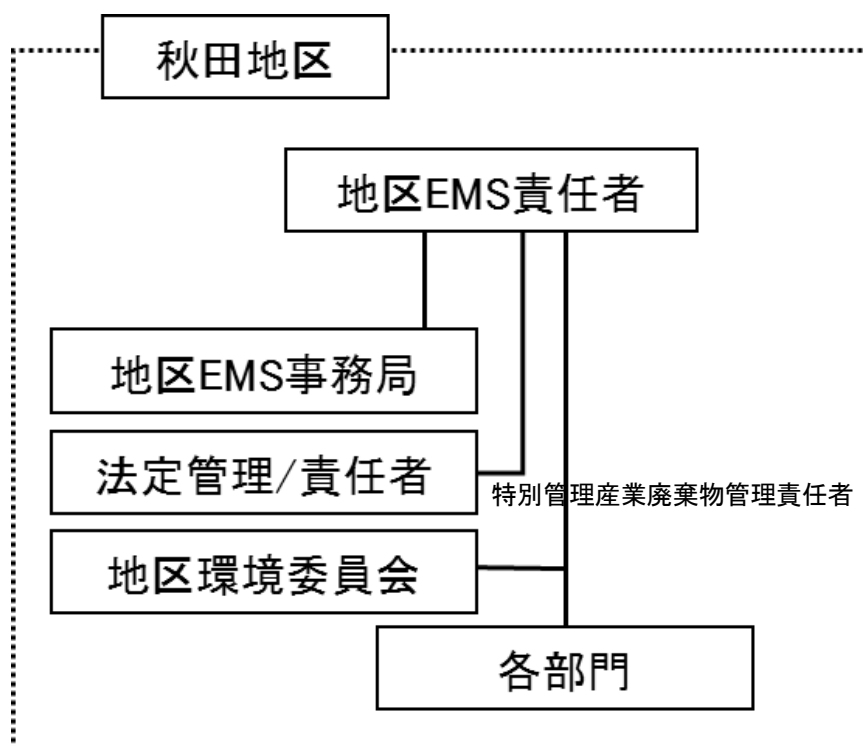
別紙1-2 産業廃棄物の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者	秋田地区EMS責任者
廃棄物担当	設備部(環境G) 組織人数:5人
特別管理産業廃棄物管理責任者	特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物の適正な処理の確認、処理計画・削減計画の策定と実行を行う。

環境管理組織



※廃棄物に関する管理は環境管理組織の中で行っている。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(単位 : t/年)

産業廃棄物の種類	【実績】排出量 R6年度	R7年度の 排出量見込	減量	【目標】排出量 R7年度
汚泥	2, 460	2, 275	50	2, 225
ガラス	47	30	2	28
廃プラスチック	498	498	5	493
廃油	2	2	0	2
木くず	186	231	3	228
廃酸	2	2	0	2
合 計	3, 195	3, 038	60	2, 978

「目標達成に向けた取組み」

産業廃棄物発生量の抑制対策として汚泥脱水機や汚泥乾燥機(共に産業廃棄物処理施設対象外)も設けるなどのハード面での対策や、歩留まり向上や生産プロセス変更などソフト面での抑制策も行っており、外部への排出量を抑制している。

処理施設の配置については、現状の削減技術導入は完了しているとする。今後は、発生源への対応を主体としていかに廃棄物を出さない生産プロセスを構築していくかが最大のテーマとなる。

又、経費削減と資源の有効利用の両面から有償利用できる再生利用先の検討を続ける。

発生抑制	・製品不良低減(歩留まり向上)による廃棄物発生量抑制 ・エッチング液の使用量削減による廃棄物発生量抑制(汚泥・廃液) ・その他化学物質の使用量削減による廃棄物発生量抑制(汚泥・廃液) ・部品・部材の交換頻度延長による廃棄物発生量抑制(ガラス屑・廃プラ等) ・部品破損数低減による廃棄物発生量抑制(ガラス屑・廃プラ・金属屑) ・ランプ類のライフ延長による廃棄物発生量抑制(ガラス屑) ・蛍光灯のLED化促進による廃棄物発生量抑制(ガラス屑)
再生利用	・有償利用先の検討 ① 廃油 ② 廃プラスチック
中間処理	・汚泥脱水施設を適宜メンテナンスすることによる機器の安定稼働(異常の早期発見含む) ・新技術の導入促進(多岐にわたる情報収集)
その他	・再資源化業者の情報収集強化

産業廃棄物の分別に関する事項

種 類	性 状
無機汚泥	排水の処理によって発生する汚泥。 脱水処理後の含水率は60～75%となる。
有機汚泥	排水処理の最終工程で発生する汚泥。 脱水処理後の含水率は70%～80%程度となる。
乾電池	現在ほとんどの電池を充電式に切り替えているが、寿命となったものや一部切り替えできないものから発生する。
ガラス屑	カラー液晶ディスプレイの製造で不良となったものと製品の切れ端及び繰り返し使用できない薬品ビン。
蛍光灯	当社の照明や生産設備等で使用した蛍光灯類。
廃プラスチック	プラスチック製の部品や部品の梱包材及び設備の清掃等に使用したウエス。
イオン交換樹脂	純水製造に使用したイオン交換樹脂の劣化品。
発泡スチロール	部品の梱包材。
廃油	設備の潤滑油や施策等で使用したポリ容器レベルの搬出量となる廃油類。発熱量はその時点の排出条件等個々によって異なる。
廃アルカリ	部品洗浄剤、設備冷却用循環水として使用したもので主にグリコール系溶剤を含んでいる。
金属屑	金属にプラスチックや、ガラス等が付着した廃棄物。
木くず	部品納入時の梱包枠、パレット。

「分別に関する取組み」

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、当社の従業員のみにならず、関連会社も交えた発生抑制、分別廃棄に関する教育を行う。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(単位 : t/年)

産業廃棄物の種類	【実績】 R6年度 全処理 委託量	優良認定 処理業者 への 処理 委託量	再生利用 業者への 処理 委託量	熱回収 認定業者 への 処理 委託量	【目標】 R7年度 全処理 委託量	優良認定 処理業者 への 処理 委託量	再生利用 業者への 処理 委託量	熱回収 認定業者 への 処理 委託量
汚泥	351	340	0	11	319	308	0	11
ガラス	47	46	0	1	28	27	0	1
廃プラスチック	498	0	484	14	493	0	482	11
廃油	2	0	0	2	2	0	0	2
木くず	186	186	0	0	228	228	0	0
廃酸	2	0	0	2	2	0	0	2
合 計	1,086	572	484	30	1,072	563	482	27

「処理の委託に関する取組み」

①法令の遵守等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。

②排出事業者の処理責任

発生した廃棄物が委託先で適正処理されていることを確認するため、定期的に委託処分先の現地確認を行い、処分状況、施設の運転管理状況、行政対応状況、事業動向等を確認する。

又、廃棄物発生抑制のため源流での削減計画はもとより、処理機器の適正運転及び新技術の導入に努める。

③環境マネジメントシステムの継続

「ISO14001」の継続的な展開により、更なる廃棄物削減活動を推進して発生量を削減するとともに、より高度な再資源化が出来るように情報収集に努め、対応を図る。